## 様式2(第4関係)

## パブリック・コメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票

パブリック・コメントの実施状況							
案 件 名	島田市災害廃棄物処理計画(案)						
案件概要	第4次地震被害想定を考慮し、災害発生時に復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する発災初期の 混乱を最小限にすることを目的として、この計画を策定する。						
募集期間	平成29年2月20日(金)~平成29年3月21日(火)						
担当課	地域生活部 環境課 施設係						

					_		
パブリック・コメントの結果							
提出状況		1	意見提出者数	1			
		2	提出された意見数	2			
反映状況		1	反映した意見	1			
		2	2 既に盛り込み済みの意見 なし				
		3	今後の検討課題とす	とする意見 1			
		4	反映できない意見	なし			
		5	その他	なし			
No.	項目		項目	市の考え方	反映結果		
	意見の内容		5見の内容 アンファイン				
	避難所以外から出るし尿ゴミに		から出るし尿ゴミに	使用済簡易トイレ等の凝固剤を使			
	関する問題			用したし尿については、おむつな			
	災害廃棄物の対象とする廃棄物			どと同様、可燃ごみとして市の収			
	の中に「避難所ごみ・・・使用			集で回収する予定です。計画の内			
	済み簡易トイレ等」「仮設トイレ			容につきましては、生活ごみに、			
	のし尿」があげられているが、						
1	特に「使用済み簡易トイレ等」			せていただきます。あわせて、今	する		
	については、避難所「外」から			後市民への周知を行っていきま			
	出る簡易トイレ等のごみも含め			す。			
	たほうが良いと考える。						
	その理由として、近年の建築物						
	の耐震性が過去に比べて格段と						
	上がって	てき、	ていることをから、				

トイレは全壊する可能性が低 く、自宅トイレの便器が使用可 能な場合が少なくないと思われ る。トイレの便器が使用可能だ った場合、凝固剤を使った携帯 トイレを使用する事が出来る。 過去、災害時のトイレ状況にお いて、不衛生、プライバシーが 保てない等の理由から、避難所 に設置された仮設トイレを敬遠 し、水分補給を我慢して、長時 間同じ姿勢で体を動かさないこ とで、エコノミー症候群を発症 し亡くなった方が何人もいた。 最近では家のトイレが使える場 合は各家庭で携帯トイレの準備 を推奨する自治体も増えてきて おり、先の震災の教訓から、市 民の中にも事前に携帯トイレの 準備をしている方が増えてきて いるため、携帯トイレ使用後、 固まったし尿ゴミをどのように 廃棄すればいいのか、集積場所 は一般ゴミと同じでいいのか、 誰が収集するのか、など事前に 決めておくことで混乱を防ぐこ とができ、発災後の自治体対応 も軽減すると思われる。

しない

「し尿処理を速やかに出来ない 事態が発生」する可能性

過去災害時、阪神大震災ではなくなったトイレットペーパーの 代わりに新聞紙や雑誌をし、だれりに新聞人が続出している。 とごみの山となったトイレがる。 とごみも見られたと聞いている。 また尿漏れパッドやおむている。 また尿漏れのが混入して業が 清掃業者では汲み取り作業が出

2

仮設トイレに新聞・雑誌などの異物が混入し使えなくなった事例、水を流さないと大便だけが積み重なり、便槽の容量に余裕があるにもかかわらず、使用不能になった事例などから、多くの問題が想定されるところです。

くつも見られたと聞いている。 また尿漏れパッドやおむつ等も 同じで、ごみが混入していると 清掃業者では汲み取り作業が出 したがいまして、仮設トイレの適 正な使用方法等の周知対策は、重 要な問題と考えております。今後

レ使用ルールを徹底することいきたいと考えています。 や、発生直後においてはすぐに 通常のトイレの使用を禁止し、 仮設や簡易トイレへの誘導な ど、ごみの処理とは直接関係な くとも「し尿処理を速やかに出 来ない事態の発生」を防ぐため 発災時のトイレ使用ルールに関 して市民に対し事前周知をお願 いしたい。

来ないことから、災害時のトイプでその周知方法について検討して